

令和3年6月定例会

働き方改革・産業人材確保対策特別委員会会議録

令和3年6月28日

場 所 第5委員会室



令和3年6月28日（月曜日）

午後0時59分開会

会議に付した案件

○概要説明

農政水産部、環境森林部

1. 農業、漁業及び林業分野における担い手確保・育成対策、外国人材の受入れについて

○協議事項

1. 県内調査について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（11人）

|     |   |       |
|-----|---|-------|
| 委員  | 長 | 田口雄二  |
| 副委員 | 長 | 窪菌辰也  |
| 委員  |   | 坂口博美  |
| 委員  |   | 井本英雄  |
| 委員  |   | 山下博三  |
| 委員  |   | 日高博之  |
| 委員  |   | 野崎幸士  |
| 委員  |   | 日高陽一  |
| 委員  |   | 坂本康郎  |
| 委員  |   | 前屋敷恵美 |
| 委員  |   | 関師博規  |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

|                 |      |
|-----------------|------|
| 農政水産部長          | 牛谷良夫 |
| 農政水産部次長<br>（総括） | 斎藤孝二 |

農政水産部次長（農政担当） 菓子野利浩

農政水産部次長（水産担当） 鈴木信一

畜産新生推進局長 三浦博幸

部参事兼農政企画課長 殿所大明

農業普及技術課長 上田泰士

農業担い手対策課長 小林貴史

水産政策課長 西府稔也

畜産振興課長 河野明彦

環境森林部

環境森林課長 長倉佐知子

森林経営課長 廣島一明

山村・木材振興課長 有山隆史

事務局職員出席者

政策調査課主事 高山紘行

政策調査課主任主事 田中孝樹

○田口委員長 それでは、ただいまから働き方改革・産業人材確保対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてでありますがお手元に配付の日程（案）を御覧ください。

本日は、農政水産部及び環境森林部から、農業、漁業及び林業分野における担い手確保・育成対策、外国人材の受入れについて説明をいただきます。

その後に、委員会の県内調査等について御協議いただきますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時1分再開

○田口委員長 それでは、委員会を再開いたします。今日はよろしくお願ひいたします。

本日は、農政水産部及び環境森林部においていただきました。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表に代えさせていただきます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○牛谷農政水産部長 農政水産部と環境森林部でございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

本日は、担い手確保・育成対策、外国人材の受入れにつきまして、農政水産部、環境森林部の取組を御説明させていただきます。

まず、農政水産部から、農業分野と漁業分野について、次に、環境森林部から林業分野についての3件となります。

両部とも詳細につきましては、担当課長から御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上であります。

○小林農業担い手対策課長 農業担い手対策課でございます。

特別委員会資料の1ページをお開きください。

農業分野における担い手確保・育成対策、外国人材の受入れについて御説明いたします。

まず、1、担い手の状況でございます。左側の図1を御覧ください。

総農家戸数、基幹的農業従事者数ともに減少傾向にあり、直近の令和2年は、総農家戸数は

3万940戸、基幹的農業従事者数は3万1,570人と5年前の平成27年と比較して約2割の減少となっております。

次に、右側の図2を御覧ください。

令和2年の新規就農者は、自営就農が169人、雇用就農が239人、計408人となっており、4年連続で400人を超えている状況でございます。

次に、2、担い手確保・育成の取組でございます。

(1) 就農希望者の確保といたしまして、令和元年6月に農業人材の確保・育成に関する協定を締結した株式会社マイナビと連携し、首都圏における就農相談会の充実等により、県内外からの新規就農者の確保を図っております。

(2) 就農トレーニング施設等での農業研修といたしまして、就農希望者に対する知識や技術の習得を図るため、県のみやざき農業実践塾や各地の就農トレーニング施設等におきまして、技術研修等を実施してございます。

(3) 県立農業大学校での育成といたしまして、農業大学校では、本県の農業や食の未来を担う人材を育成しており、特に昨年度、農業用ドローンや自動操舵対応の大型トラクター等を導入するなど、先進技術を活用できる人材の育成を強化しております。

(4) 県内の農業法人等でのお試し就農としまして、令和2年度からは農業法人等に派遣する就農希望者の枠を例年の2倍の80人に拡大し、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う失業者等を農業分野で受け入れる取組を行っております。

(5) 就農者の定着促進といたしまして、国の農業次世代人材投資事業や国の事業対象とならない親元就農者を対象とした県独自の農業人材投資事業により、自営就農者の早期の経営安

定に必要な資金を給付しております。また、就農先の市町村や普及センター等で支援チームを編成し、訪問等の個別サポートを実施しております。

2ページを御覧ください。

（6）多様な労働力の確保といたしまして、無料職業紹介事業を活用した「援農隊」の組織化や農業のパートやアルバイトに関する説明会を開催するとともに、農作業請負組織によるダブルワーク等の短期就労モデルの実証支援を行っております。

また、農福連携のセミナーの開催や農作業体験会の実施などにより、農業経営体と福祉事業所とのマッチングの取組を推進してございます。

（7）雇用主に対する労務管理研修や実態把握としまして、雇用人材の定着に向けたサポートを行うため、農業法人等の経営者を対象とした労務管理研修会の開催や、農業経営相談所を活用した社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家派遣を行うとともに、雇用状況等の調査を実施して実態把握に取り組んでいるところでございます。

次に、3、外国人材の受入れでございます。

（1）現状及び課題につきましては、図3「県内農業の技能実習生の推移」を御覧ください。

現状としまして、県内農業における外国人労働者は年々増加傾向で、令和2年10月現在で805名の外国人材がおりまして、そのうち、約9割を技能実習生が占めてございます。

また、図5にありますとおり、平成30年度に創設された特定技能人材も増加傾向にあり、令和3年3月現在で50名となり、そのうち41名の8割が耕種部門で雇用されております。

課題としまして、施設園芸で技能実習生を受け入れる場合、夏場の農閑期を補う周年雇用体

制をどう構築するかが課題となっていることや、現在、コロナ禍で外国人材の出入国が制限され、海外からの新たな受入れができない状況が継続中であることがございます。

また、慢性的な労働力不足にある本県農業において必要不可欠な人材であり、今後、他産業や他県、他国との人材確保の競争が懸念される中、本県農業が働く場として選ばれるための環境づくりが必要と考えております。

（2）対策としましては、海外の送出国や国内の監理団体との意見交換等による情報共有を実施しております。また、今年度からJA宮崎中央会に本県農業の外国人材で最も人数が多いベトナム出身の相談員を設置し、県内でのコミュニティづくり等を担っていただくことなどにより、外国人材の受入れ環境の向上を目指した体制づくりを進めております。

さらに、昨年度より特定技能人材を受け入れ、農繁期の異なる県外との産地間リレーの相互連携による通年就業体制の構築へ向けた実証へ取り組んでおります。

最後に、4、今後の対応でございます。

（1）国内人材につきましては、全国的な田園回帰やコロナ禍等に伴い、本県への移住・就農相談が増加している現状を好機と捉え、情報発信、相談・研修体制等を強化し、切れ目のない支援により、新規就農者の確保に取り組んでまいります。

また、多様な人材を農業分野へ取り込むため、ダブルワーク等の短期就労や農福連携、産地・産業間連携など地域の実情や特性に合わせた人材の活用の検証や、モデル的に各地域において休憩所や簡易トイレ等を整備することで、多様な人材がより就労・定着しやすい環境づくりを推進してまいります。

さらに、中山間地域での人材確保に向けて、他部局とも連携しながら特定地域づくり事業協同組合等を活用し、農業を中心に多様な産業間で周年雇用できる環境づくりを推進してまいります。

（2）外国人材につきましては、本県で安心して実習・就労できる環境や農業経営体における円滑な受入れへ向け、海外の送出機関と国内の監理団体や登録支援機関が相互に連携し、信頼できる機関からの人材の受入れや迅速なフォローアップへ向けた体制づくりを進めてまいります。

説明は以上でございます。

○西府水産政策課長 水産政策課でございます。

委員会資料の3ページをお開きください。

漁業分野における担い手確保・育成対策、外国人材の受入れについて説明いたします。

まず、1の担い手の状況についてであります。

図1を御覧ください。

平成30年の漁業就業者数は、折れ線グラフでございますけれども2,202人、経営体数は棒グラフでございますけれども、沿岸漁業層778経営体、中小漁業層が172経営体の合計950経営体で、漁業就業者、経営体ともに減少傾向にございます。

図の2を御覧ください。

新規就業は、近年、50名程度で推移しております。就業の内訳を見ますと、養殖、まき網、定置などの法人経営体への雇用就業が9割を占めてございます。

次に、2の担い手確保・育成の取組についてであります。

（1）就業希望者の確保につきましては、公益社団法人宮崎県漁村活性化推進機構をワンストップ窓口として、就業相談から就業・定着までの支援を行っているところです。就業希望者

の発掘に当たっては、東京など都市部で開催される漁業就業者支援フェアに参加し、就業に関心のある方との面談を行うとともに、就業希望を確認した場合は、新規就業者を受け入れたい経営体とのマッチングや、独立自営を希望する方に対しては、受入れ地域の紹介などを行っております。

（2）人材育成のための技術習得・研修の実施につきましては、就業希望者が円滑に就業し定着するよう、1週間程度の漁業体験、1か月程度の実践的な技術の習得研修、1年から3年の地域の生活習慣を含めた漁村への定着や漁業技術の習得など、就業希望者に寄り添い、丁寧な研修制度を実施しているところであります。

（3）県立高等水産研修所での育成につきましては、日南市油津に所在します県立高等水産研修所において、漁業に従事するための基礎的な技術や知識を学習するとともに、従事後に必要な免許や資格を取得するなど、次代を担う人材の育成に努めているところです。なお、卒業生は、ほぼ全員が県内の漁業に雇用就業しております。

（4）地域漁業担い手確保・育成協議会による受入れ体制の整備につきましては、東臼杵、児湯、中部、南那珂の4つの地域に地域漁業担い手確保・育成協議会を設置しております。各浜が新規就業者を受け入れ、着業から定着までの各支援を行う取組を進めているところであります。

（5）就業時の初期投資軽減及び就業後の経営安定促進のための支援につきましては、自営独立時の漁船、漁具の取得などに関する初期投資の負担を軽減するため、中古漁船等の情報発信や購入時の経費助成など、経営資源を円滑に承継する取組を実施してございます。

また、国の就業準備型資金の活用を図るとともに、国の資金の対象とならない親元就業予定者への準備資金、それから、自営独立時の経営開始型の資金を県と市町村が連携して創設するなどによりまして、新規就業者の経済的負担の軽減に努めているところであります。

右のページの（6）快適な職場環境づくりの支援につきましては、自動操舵システムや省力化機器等の導入など、作業負担を軽減する取組を行っております。また、水産試験場が提供する海の天気図や海洋レーダーなどの漁海況情報システムを活用し、出港前の出漁判断や、漁場推定の確率を上げるといった操業効率化などの、スマート漁業を推進しているところであります。

次に、3の外国人材の受入れについてであります。

（1）の現状・課題につきましては、図3のとおり、本県で受け入れている外国人材は、技能実習、マルシップ、特定技能の3通りでございまして、令和2年は技能実習が189名、マルシップが286名、特定技能が18名の合計493名の外国人材を受け入れてございます。

外国人材の受入れの数は年々増加傾向にありますけれども、令和2年が前年よりも減少しておりますのは、コロナ禍で、外国人材の主体であるインドネシアからの技能実習、特定技能の新規入国ができなかったことによるものです。表1のとおり、技能実習生等を多く受け入れておられる、カツオ一本釣り漁業などの漁業では、その間、減員体制で操業を行わざるを得ない状況となっております。

なお、マルシップ方式は本県漁業における特有の外国人材の受入れ方法でございまして、この方法は、図の3の下に米印で記載のとおり、「日本の漁業経営体が所有する漁船に、日

本人船員を乗り込ませ——これを「配乗」と言います——その状態で、外国法人等に貸し渡し、その外国法人が外国船員を配乗した上で、元の日本の漁業経営体がチャーターバックして漁業を行う方式でございます。

このように、漁業就業者が減少する中、法人経営体においては船員確保のために外国人材を多く受け入れている実態にございまして、外国人材は、本県漁業を支える重要な存在となっておりますことから、今後とも外国人材の安定的な受入れ環境の整備が必要でございます。

このため、（2）対策にありますとおり、外国人材を受け入れるために漁協等の漁業団体では、入国等に係る書類の作成、入国後の日本語や生活習慣を身につけるための研修、外国人材の生活支援など、多くの業務や経費が発生することから、県では、これらの負担軽減の支援を行っているところであります。

最後に、新規就業者や外国人の確保・育成に関する今後の対応についてであります。

4の（1）国内人材につきましては、宮崎県漁村活性化推進機構と連携し、SNSやVR（ヴァーチャル・リアリティ）等の新たなPR方法等を活用しまして、就業希望者に対する漁業や、就業に関する情報の発信力の強化を図っております。今後とも就業支援フェアに積極的に参加し、より多くの漁業就業希望者の確保に努めます。

また、地域における新規就業者の受入れをサポートする「地域漁業担い手確保・育成協議会」が、一層効果的に活動できるように支援しますとともに、就業準備資金や独立自営者への経営開始型資金の支給、漁船売却等の情報提供、購入支援など、就業初期の負担軽減に努め、新規就業者の円滑な着業と定着を図ってまいります。

（2）外国人材につきましては、漁業経営体のニーズに応じた円滑な外国人材の受入れや、そのための漁協等漁業団体の負担を軽減するため、漁協等が行ってきました受入れ支援機関を県内で一元化するような検討を行っております。また、県立高等水産研修所において、新規外国人材への基礎的な漁労技術の研修を実施するなど、外国人材の円滑な受入れ及び円滑な就労を支援してまいります。

水産政策課は以上でございます。

**○有山山村・木材振興課長** 続きまして、林業分野における担い手の確保・育成対策、外国人材の受入れについて環境森林部から御説明いたします。

資料の5ページをお開きください。

まず、1の担い手の状況でございますが、（1）の林業就業者数の推移にありますように、平成27年の国勢調査によりますと、本県の林業就業者数は2,222人で、5年前と比べ17%減少しております。65歳以上の割合も23%と高齢化が進行している一方、35歳未満の割合が17%と一定の若返りが図られているところでございます。

このような中、（2）の新規林業就業者数の推移でございますが、令和元年度には211人の新規就業がございまして、国の緑の雇用事業として、新規就業者のOJT研修に取り組む事業体への支援が始まった平成15年度以降は、毎年平均して約180名が新規就業してございます。

しかしながら、その一方で、毎年度、同数程度の退職者がございますので、実数はなかなか増えていないのが現状でございます。

そこで、2の担い手確保・育成の取組ですが、（1）の林業就業への働きかけにございますように、県内外における就業相談会の開催や都市部での移住相談会への参加、SNSと連動した

林業を紹介するホームページの運営、新規就業した若者の活躍ぶりを掲載したパンフレットの作成・配布を行っているところであります。

また、林業の求職・求人相談窓口を「林業労働機械化センター」内に設置するとともに、高校生を対象とした高性能林業機械操作体験の実施など、林業就業希望者の裾野拡大を図る取組を行っているところでございます。

次に、（2）みやざき林業大学校の取組についてでございます。

平成31年4月に開校した、みやざき林業大学校の長期課程では、林業就業に必要な資格取得や現場実習など、即戦力となる新規就業者を育成してございます。

また、研修期間中に安心して研修に専念していただけるよう、研修終了後、少なくとも2年間は林業分野に就業していただくことを条件といたしまして、国の、緑の青年就業準備給付金や森林環境譲与税を活用し、年間141万9,000円を上限として、就業準備給付金を給付しているところであります。

次に、（3）魅力ある職場環境づくりに向けた支援では、林業事業体に対し、休憩施設付自動車や仮設トイレなど福利厚生施設の導入支援や、空調服など施業の軽労化につながる資機材の導入支援のほか、労働災害防止のための安全教育の励行や安全性を高める資機材の導入支援、若年就業者を継続雇用する事業体への助成など、安心して就業できる職場環境づくりを推進してございます。

次に、（4）国の動きですが、特定地域づくり事業協同組合の職員が、在籍型出向の仕組みを活用しまして、当該協同組合の組合員である林業経営体の下で林業に従事する場合、緑の雇用事業におけるトライアル雇用研修を活用した職

業能力開発研修を実施する手続などが新たに整備されたところであります。

次に、3の外国人材の受入れ状況についてであります。

林業につきましても、在留期間が1年で職種を問わない技能実習1号としての活用は可能でございますが、在留期間が3年まで可能となる技能実習2号の対象職種にはなっていないところでございます。

これは、海外実習ニーズの把握や業界内の合意形成が不十分であることに加えまして、技能実習2号の対象職種に移行するために必要な技能評価試験などが整備されていないことが主な要因となっております。

このような中、(1)の全国の状況でございますが、愛媛県では、県の委託事業により、平成29年度から技能実習1号の研修生を受け入れております。これ以外の都道府県では、林業における技能実習生の受入れ実績はないと聞いておりまして、愛媛県でも、現在はコロナ禍で受入れができていないようでございます。

(2)の中央団体等の動きであります。全国森林組合連合会など関係7団体が平成31年4月に設定しました「林業技能向上センター」を中心といたしまして、国家試験の創設に向けた検討が行われているところであります。

また、(3)の県内の状況でございますが、県内の林業団体は、受入れに対して賛否ありますことから、これまで県に対する要望等は行われておりません。

次に、4の今後の対応についてであります。

県では、この6月補正予算で提案しました「ポストコロナを見据えた持続可能な森林づくり推進事業」において、人材派遣会社を活用して植栽等における労働強度等を調査・分析、労働内

容を明確にした人材募集資料等に活用することにより、担い手の確保につなげる取組を行う予定にしております。

また、スマート林業の推進に向けましては、苗木運搬ドローンや自走式刈払機などの導入によりまして、夏場の過酷な下刈り作業からの解放など、森林整備の省力化を図ることによりまして、環境森林部からの説明は以上であります。

環境森林部からの説明は以上であります。

○田口委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終了いたしました。御意見、質疑をお受けいたします。御発言をお願いいたします。

○図師委員 このコロナ禍において、技能実習生も特定技能実習生も受入れや移動が困難になっている、という状況を聞いております。

県内における特定技能実習生の確保が、他県と比べるとかなり少ないと感じます。どの分野でも構いませんが、その原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○小林農業担い手対策課長 まず、農業分野について御説明したいと思います。

本県の特定技能実習生につきましては、本年3月時点で50名ということで、確かにほかの県と比べると少ない状況であります。一つは、県内の受入れ体制で、登録支援機関が県内に<sup>※</sup>4つしかございません。まだまだこれから、体制整備が必要ではないかと考えております。

そうしたことから、県では、今年の当初事業におきまして、JA宮崎中央会に、本県の外国人材で最も受入れが多い、ベトナム人の方1人の雇用をお願いし、その方に、技能実習や特定技能の活動を含め、日常生活のいろんな悩み相談に乗っていただくような体制をつくっており

※10ページに訂正発言あり

ます。そことうまく連携をしながら、県内の体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

**○函師委員** 資料を見て一目瞭然なのですが、特に漁業についても、漁業従事者のうち4人に1人は、もう外国人に頼らざるを得ないような状況にもなっています。

今の御答弁もそのとおりだとは思いますが、もっと端的に言うと、やはり賃金が安いから人が集まらないのだと思います。

この間、ベトナム人2人を特定技能実習生で受入れている施設に行って、直接、話を聞きました。実習生が言うには、日本の最低賃金の発表があったときに、ベトナム国内における技能実習や特定技能で働きたい方々のフェイスブックで——フェイスブックはすごく利用者も多いらしいです——その内容がそのまま流れるらしいです。

つまり、最低賃金が安い自治体には、必然的に行かない、というか、行きたくないというようなことが起こっています。特に、特定技能に関しては、地域が選べますし転職もできますので、よりよい条件のところ、どんどんいい人材が流れていっている、という実態があります。

特定技能は、日本語能力試験におけるN3、N4レベルの子たちがたくさんいらっしゃいます。その子たちが、職場においては即戦力になれる可能性も多々ありますし、何より家族が呼べたり、身内と一緒に同居ができたりする可能性も出てきます。

要は、何が言いたいかと申しますと、ぜひ、その方々が就職しやすい状況をつくっていただきたい。そのために一つは、賃金を上げるための補助を県が単独でつくるのか、それが難しければ、先ほど言われていました登録支援機とか事業主に、諸経費の一部を県が補助するといっ

たものです。その補助した分が、最低賃金プラスアルファとなるような、事業主が主体になるやり方をしないと、やはり最低賃金がずっと低いままの自治体には、いい人材が来にくいという状況は変わらないと思います。

いかがでしょうか。

**○小林農業担い手対策課長** 農業分野で申しますと、確かにおっしゃるとおりだと思います。

技能実習生を雇用されている法人にお伺いしたところ、昨年のことだと思いますが、大体800円から900円程度の時給で雇用されていると伺っております。確かに、本県の最低賃金近くだと存じております。

特定技能の話になりますが、先ほど御説明いたしました産地リレーの取組におきましては、現在、4名の方に来ていただいております。一部は北海道のほうにも行っているという状況なのですが、その方にお話を伺いますと、もっと働きたい、というようなことをおっしゃっていました。農閑期と農繁期がございますので、産地リレーについては、これから農繁期である北海道のほうで作業することとなっております。

こうした本県の取組というのを通して、今回の実証も含めしっかり検討を行い、労働需要というか、働く側の皆さんの労働ニーズを、しっかり酌めるような体制をつくってまいります。

**○西府水産政策課長** 漁業における外国人実習生についてですが、令和2年で特定技能実習生が18名おります。

特定技能の制度自体が令和元年からスタートし、まだ日は浅いですが、県内の漁業経営体で実習生を受け入れたいというところが、非常に多くございます。今後、コロナが終息すれば、一定数の特定技能実習生が国内、そして宮崎県内に入ってくる、と考えております。

ただ、漁業における外国人材の場合、主にインドネシアから来られています。インドネシアの方々はヨーロッパなどから、雇用の引き合いが非常に多くあります。こういった状況もあり、今のところはなかなか数が伸びません。

おっしゃるとおり給与の問題もありますが、漁業の場合には、基本的に実習生は技能実習3号まで、要は5年間は技能実習生でいらっしゃる方もいて、ある程度の賃金アップにはなっているのかなと思っております。

一方、特定技能になると、それ以上の賃金を支払うことになるので、経営体の経営状況などを見ながら、技能実習で行くのか、あるいは特定技能で行くのか、地域の状況によりますが、これを判断しなければなりません。

特定技能実習生を受け入れようとする際は、登録支援機関の支援が必要になりますが、現在、県内における特定技能の登録支援機関というのが、非常に少ない状況です。漁協が登録支援機関でなければ特定技能実習生の受入れが難しいので、県の「漁村活性化推進機構」を一元的な窓口とし、支援も行っていきたいというふうに考えております。

**○凶師委員** アフターコロナにおける技能実習生や特定技能実習生の受入れを、今から準備していかなきゃいけないと思います。されているところだとは思いますが、今、答弁にありましたとおりに、やはり最低賃金ではなかなか来てもらえないと思います。

では、何をするのか。プラスアルファの特典やメリットが、必要だと思います。

先ほど言いました、ベトナム人の特定技能実習生を2名雇われている施設は、何の特典があったかといいますと、彼女が近くにいる、ということだそうです。その彼女と離れたくないから、

宮崎を選び、残りましたということでした。

もっと拡大しますと、特定技能に関しては家族を呼べたり、さらに長期的な滞在も可能だったりします。そうしたときの家賃の支援とか、子供を受け入れたときの教育の支援とか、そういうオプションをどんどん増やしていった上で、受入れ体制の拡充をしていかれるといいと思います。

以上です。

**○日高博之委員** この三分野における基本的なところですが、担い手の不足がどこも顕著に表れております。農林水産業はずっと前からこういう形になっております。

そうは言っても、今後、例えばスマート農業やI o T関係が増えてくると、就業人口が減ったとしても、生産性の部分が確保されると思います。一人一人の単価というか、給与水準というの、上がってくるのではないかなど。

今後、この三分野において、そのようなスマート農業やI o Tを活用する中で、就業人口が減っても所得が上がる方向に行くのか。そういった見通しはないのか、考え方をお聞きかせいただきたいと思っております。

**○殿所農政企画課長** 農業分野で御説明をいたします。

この3月に第八次宮崎県農業・農村振興長期計画の策定をいたしました。これを策定する中で、これからの農業の生産構造であるとか、農業の産出額等についての推計等を行いました。今、委員からお話がありましたように、これから農業に携わる方々の数や農家数というのは、やはり減少傾向にあります。

そのような状況の中で、この長期計画の施策効果をもって、その減り方をどれだけ抑えられるか、というところが一つの課題になってきて

おります。

お話にありましたように、一方では、スマート農業の推進や、地域における分業体制の構築、農地の集積・集約、あるいは大区画化などをしっかり進めていくことによって、農業産出額に直結するような各農家の生産力を、それぞれ高めていく必要があります。その結果として、農業産出額を現在よりも増やしていくような方向で、この長期計画はつくられております。

つまり、日高博之委員がおっしゃいましたように、農家数は減っていきますけれども、その中で、各経営体の生産力はしっかり伸ばしていくことが必要であり、この長期計画をしっかりと進めていきたいと考えております。

**○日高博之委員** そういう形になってくるのかなと思います。

しかし、先ほど外国人労働者に対する所得対策の話がありましたが——当然、外国人労働者に対しても所得対策はしなければなりません——まずは自国の若者、農業をする若者に対する処遇改善を、基本に考えてもらいたいと思います。担い手確保対策の中で、親子経営などがありますが、その辺りを、まず手厚くやっていく。

農業は補助金、補助金です。それもいいんですが、自力で生産性を上げ、所得も上げていくようなことが、必要だと思うんです。当然、国も巻き込みながら、宮崎県ならではの農業をやってもらいたいなと思います。

J A頼みというか、そういうバランスはどうかと、私は正直に思っているところです。J Aにそのまま補助金をつけて、農家が今までのとおりでいいのかという、一つの問題があると思います。

その辺の考え方を、お聞かせください。農政

水産部に国から来ている人はいないんですか。

**○小林農業担い手対策課長** まず、申し訳ありません。冒頭の答弁の修正をさせていただきたいと思います。登録支援機関の数でございますが、「4」と申し上げましたけれども、正しくは、全分野を含めて「28」でございます。その訂正をいたします。申し訳ありませんでした。

担い手確保の考え方でございますが、委員がおっしゃるとおり、法人で雇用される方も、親元において自分で頑張っていこうとされる方も、両方とも我々は大事だと思っております。

雇用されている方については、どうしても雇用される方、経営者の方のスタンスが待遇に大きな影響を与えます。ということで、県としては、県の農業再生協議会におきまして、経営相談所というところを設けており、そこで経営者の方に対し、しっかり労務管理をなさい、という研修等を行っているところです。

自営されている方については、まず、国の農業次世代人材投資事業というものがあります。大きく分けると二種類ありますが、就農される前の研修期間は基本的に給料が発生しませんので、しっかり研修をしていただくための費用として、年間150万円の資金を最長2年間給付するという事業があります。また、経営されてから最長5年間は、経営安定のための必要な資金ということで、年間150万円を給付しており、この事業の活用を進めております。

今、御説明した国の次世代人材事業の経営開始についてですが、親御さんのところに就農された場合については、リスクがないと判断され、親御さんと違う品目をつくらなければ、給付対象にはならないということになっております。

これは問題であろうということで、県独自の対策として——基本的には就農されている市町

村と折半ですが——国の事業の対象とならない親元就農の方に対し、1年間ではありますが100万円の給付を行っております。これで経営をしっかり安定させていただきたい、と考えております。

親元での就農は、定着率が非常に高くなっております。自営の方は、5年間で95%くらいは残られていますので、国の支援の対象にならないような人たちも、しっかり支援してまいりたいと考えています。

**○日高博之委員** この県独自の対策、親元支援ということで、1年間100万円を給付するものですが、これはでも、国がやる方向でいかないと、厳しいのではないかと思うのです。

違う品目といたって、そんなにいっぱい品目があるわけではない。ピーマン農家だったらピーマン以外の何かを作らなければなりません、ピーマンのハウスで何を作るんですか。ピーマンを作っている親がいるのに、子はピーマン以外のものを作らないといけなくなるのですか。こういうことは、国に対して言っていけないといけな

い。農協の15%の手数料も、ネックになっているという話を聞きます。県北は大規模な農家が多いので、手数料を取られると、どうせ農協がもうかるばかりで、もうやめておこうか、ということみたいです。

農協というのは、根本からもうちょっと変えていかないと、農家のためにならないのかなという気がしているんです。

以前いらっしゃった、スズキさんという国から来た方は、その辺りのことをはっきり言われていましたが、新しくきた小林さんはいかがでしょう。

**○小林農業担い手対策課長** まずは、私の所掌

の話でございます。

100万円の県独自の施策につきましては、本年も要望書の送付にはなってしまいましたが、国への政策の提案要望で、本県でやっているようなものを国でも制度化すべきである、ということをお伝えしております。

ここからは、私の個人的な話になります。この事業について、本省では経営局というところが担当しており、私もそこに在籍したことがございます。職員で知っている者も多くありますが、提案要望等も含め、いろいろなチャンネルで伝えてまいりたいと考えております。

**○日高博之委員** 農協の考え方はいかがですか。

**○小林農業担い手対策課長** 農協につきましては、これは、もう私の所掌外ということになりますので、私の個人的な考えということで御容赦いただければと思います。

最近も、規制対策会議で、農協法改正の5年後というフォローアップが行われましたが、農協は農家のためにあるべきである、という根本的な問題意識の下にフォローアップされているのだろうと考えています。

まずは、経済事業のほうを、しっかり頑張っ

て取り組んでいただく必要があるのかなと、私個人としては思っています。他方で、昨年、私は中山間農業振興室長で県北地域の方々と、いろいろとお付き合いさせていただきましたが、例えば椎葉村で作られているようなミニトマトについては、販路を自分で確保するというのはなかなか難しい部分もあり、JA日向の商流に乗っけて販売されているということでした。

そのような、しっかりと農業者の皆さんのためになるような組織として、今後も、改革を進めていっていただきたいと、個人的には考えて

おります。

所掌外でございますが、失礼しました。

**○日高博之委員** ありがとうございます。考え方をお聞かせいただきまして、本当に感謝いたします。

やはり農家というのは、ものを作って何ぼ、売って何ぼですから、その出荷・販売をしますが、もうこれ以上は売れないよ、これ以上はちょっと販路がありません、と言われると困るんです。

そういったことは、一番弱い少人数の農家に多いんです。国は、その辺は考えないというような方向転換なのかもしれませんが、宮崎県独自のやり方というのは、しっかりと的を射てやっていただきたいなと思います。

よろしく願いいたします。

**○日高陽一委員** 函師委員の質問の中で、最低賃金のことがフェイスブックですぐに流れてしまうという話がありました。宮崎は宮崎らしさを発信していくべきだ、特典をつくるべきだという話もありましたが、実際、そういう発信はされているのでしょうか。

**○小林農業担い手対策課長** 農業分野につきましては、県として、そういった情報を海外に積極的に発信しているということは、まだありません。

繰り返しのになってしまいますが、特に農業分野につきましては、これからベトナムが一番大きい相手国になろうかと考えております。そこで、まずはベトナムの相談員の方に県内でコミュニティーづくりをしていただきたいと考えております。

日本に來られて一人で生活されるのは、皆さんつらいとおっしゃっております。実際、私の聞いた話ですが、この前、特定技能の産地リレ

ーで來られているベトナムの方が相談に行ったら、母国語で話ができる非常にうれしかったという声も聞いております。そうした体制を、しっかりつくっていくことが、一つあるかと思いません。

あとは、これは我々も問題点だと思っておりますが、技能実習の受入れについて、送り出し機関と、受け入れる農家や法人を結ぶ監理団体が、国別になっております。本県の場合、ベトナムの方を取り扱っていらっしゃる監理団体は1者しかありませんので、県としてのきめ細やかなフォローが、なかなか難しいという現状があります。

このことについては、ベトナムとのビジネス・トラックの再開等々があると思いますが、そういったことに合わせ、新しく監理団体を県内に誘致するなどといったことも、しっかり考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○日高陽一委員** もうおっしゃるとおりだと思います。他國に來られるという方は、やはり不安もあると思います。

先ほど、函師委員がおっしゃっていたのですが、週末の過ごし方というのも、もちろん大事だと思います。週末にいろんなところに——お金をためたいのでどこも出かけたくない、交通費も使いたくないという子たちが多いという話もありますが——そういう子たちを集め、実際に、観光地などに連れて行って、宮崎のよさを感じてもらおう。

フェイスブックは、一瞬でその日に最低賃金も伝わるということなので、そういう宮崎のよさといった部分を伝えていただきたい。先日、ベトナムの子たちがたくさん集まって、河川敷でサッカー大会が行われましたが、こういうこ

とも発信されればよいのではないかと思います。

言葉がしゃべれない国に行くというのは本当に不安ですが、そこに、こういうコミュニティーがあるよ、ということをごんごんフェイスブックで発信していただくことによって、ここには安心感があるんだ、ということをご発信できます。

最低賃金の情報だけではなく、こういったコミュニティーの情報を頼ってきたりする部分も必ずあると思いますので、こういったこともぜひ発信していただきたいと思います。お願いします。

以上です。

**○坂口委員** さっき、農業担い手対策課長が言われた100万円の県単事業ですが、100万円をもらって、そして失敗して、200万円ぐらい損している人が、結構いるんです。

品種が違わなきゃ駄目とか、こんなばかな話がありますか。親の跡を継ごうとしているのに、ほかの勉強をしてこいと。それなのに、帰ってきて跡を継げと。

ここはまず、財源をどこが持つか持たないか以前の問題で、この擦れ違いを解いておかないと、あまり効果は期待できないと思います。

日高博之委員の質問に加えてお伺いしますが、外国人を除いた新規就農者は、数年間か、それとも、ずっと定着なのか、どのくらい定着されていますか。何年かしたら、やはりリタイアする方もいるとは思いますが、3課それぞれで、持続性はどうなっていますか。

**○小林農業担い手対策課長** 農業分野でございます。

直近のほうがよろしいかと思いますので、直近のデータでございますが、平成27年の1年間に、県で把握しておりました自営で就農された方が138名いらっしゃいました。その方々につい

て、令和2年の年末ですから5年後でございますが、離農された方は138名のうち7名で、自営で就農された方の約95%が、引き続き頑張っている、という状況でございます。

以上でございます。

**○坂口委員** さっき言われた95%は、このことだったんですね。

**○西府水産政策課長** 漁業の場合の新規就業者の定着率は、着業して5年間で6割という状況です。

全く違う分野から入ってこられて、船に乗り、漁業を始めても、自分の肌に合わなかったということもあるようで、結局は5年間で、6割程度に定着がとどまってしまう、という状況でございます。

**○有山山村・木材振興課長** 林業分野におきましては、こちらから報告いたしましたように、毎年同数程度が退職しているといった実態がございます。

その退職の理由を聞いたところ、林業をやめてまた林業という、他の林業事業体への移籍が4分の1。林業以外の事業体移籍が半分ぐらい。そのほか、親元の都合だったり、自営したり、そういったものを合わせて50名で、自営したいというのがその中の4分の1ぐらいはいます。ですので、4分の1強が引き続き林業についているということになります。

林業以外の事業体への移籍についてはちょっと追いかけておりませんが、林業は他産業と比べ、就労環境を整備していくという課題のほかに、危険度が高いことを排除しなければならない、といった課題があると認識してございます。

以上であります。

**○坂口委員** 山の場合は、その課題を解決して

いって定着率を上げようとする、危険な産業、行きたくない産業のイメージが固定してしまうというリスクを持っているから、そこは慎重にやらないと駄目だと思います。

いかなる理由があろうとも、これだけの支援策をやっても、離職していくということは、大きく総括していかないといけないと思います。

漁業の場合はまたちょっと別な業種だと思うのですが、農業と林業というのは、計画的に何本の苗を植えて何年後に幾ら入ります、どれぐらいの労力が要ります、何が要りますという、計画が立ちます。だからやりやすい。

ところが、漁業はいろいろなことを言われたけれど、魚をたくさん捕って高く売る、というところがなければ成り立たないのです。外国からも来させてくれといったって、ノーサンキューになる可能性だってあるのです。

それが、先ほどの経営体数、特に沿岸漁業の経営体数に表れていると思うのです。

少々しけていたとしても、一日でも多く沖に出られるというような港づくりや、船造りももちろん大切ですが、漁業で一番大切なことは、出ていったら魚を捕って持って帰れる、そして、高く売れることです。魚価の高い安いは、仲買の数とか仲買の力とか、販路とか流通を含めたものが大きいです。

宮崎の魚だということで、知事がカツオと一緒に写真に写ったポスターを貼っているけれども、記念写真では駄目です。売ることをやらなければいけない。

その辺りが、まず漁業は足りない。最も足りないのが、宮崎の漁業における一番のネックは、砂浜だから魚がいないことです。魚が住みつくところがない、卵を産むところもない、育つところもない、当然、捕る場所もない。そのよう

なことでは、漁業をやっていけないじゃないですか。

農業は農業で基盤整備をやっている。林業だっいろいろな事業をやっているでしょう。ところが、一番資源がない漁業がそれをやっていない。魚を捕ろうにも、その捕る魚を増やす方法すら持たないものを、産業とは言えない。

僕はいつも言っているけれど、産業だったら、自分が生産する、生産につなげる相手方がいなければ駄目ですよ。海で言えば魚、あるいは海藻です。それを増やすということをやらないと、何遍やったって駄目、同じことです。

辛うじてマルシップが残っているのは、魚がいるところまで行けるからです。宮崎県が管理しないところで魚を捕るから、辛うじて成り立つけれど、県が管理している水域は、行ったら魚がいないじゃないですか。これについて、どうするかです。

そして、何度も言ってきたけれど、国がせっかく宮崎沖合に、ああいったマウンド礁の漁場づくりをやっているわけでしょう。これを宮崎県がやったら、初めての県の公共事業としての漁礁づくり、ステージマウンドができるじゃないですか。

何とか、この国の事業を利用して、宮崎の海を少しでも豊かにし、そこに魚が住みつくための小魚を育てる、いわゆる育成のための増殖場をやろうとか、藻場をつくろうとか。こういうことをやらなきゃ駄目だと、僕は思うのです。

何だかんだ言ったら、漁業の就業者は6割しか残らない。それは、飯が食えないからです。だって、行ったら魚がいない、何もいないですもの。

だからといったって、これは俺の海だから、俺が魚持ってきて自分で埋めたって、魚は泳い

でいきます。漁業は宿命的に、そういうことができないのです。それをどう解決していくかということと言われなくても、やらなければ駄目。

だから、港は大分できてきましたが、今は漁場整備です。

西府課長の地元は、本当にこのことを目の当たりにされているから、漁師の苦労も一番分かっておられると思います。

もう一つ、地域性で課長にこういうことを言うのはどうかと思うけれど、例えばヨコワというのも、世界の漁場、漁協のおかげで漁獲枠というもの決められ、日本の交渉力の強い弱いで、また漁獲枠が決まる。そして、宮崎の交渉力の強い弱いで、ヨコワの漁獲量が決まってくる。

本当に細々とした漁で、飯が食えるような漁ではない。やっと宮崎に捕ってきても、回遊していく魚じゃないですか。それを、もうここまで捕ったら終わりだよという枠を設けている。延岡が捕るときと串間が捕るときは時期が違いますが、上からさっと来てしまうので、捕るまで出ていたら枠がいっぱいになり、他方が準備して待っていても、一匹も捕っては駄目だよ、というような政策になっています。

この辺も改めていかないと、本当に宮崎は、もう水産振興なんてやらずに、観光客を呼んでレジャー漁業に切り替えた方がいいと思います。

僕はこうと思いますが、部長、これはやはり、農政水産だから海のことをしっかり知って、勉強してやっていかないといけない。今の宮崎における漁業の実態はこのようなものですが、このことについて、どう思いますか。

**○牛谷農政水産部長** ありがとうございます。

今、委員からお話を大分伺いましたが、以前の国の事業が今度できるかもしれないというこ

とで、今、国のほうでやっていただいていることと併せ、先般御説明したように、こちらとしても可能な限りやっていきたいと考えております。

今、委員がおっしゃいましたように、宮崎は県北と県南において岩礁地点が少しありますが、県央においては、海岸線が単調で砂浜がほとんどであり、そういうところがあるんだと思っています。

私も、今後また勉強させていただきながら、必要な対策については前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、引き続き御指導方よろしく願いいたします。

**○西府水産政策課長** 委員から、かねてより御指摘をいろいろといただいております。

先ほど部長からも答弁されましたが、県の中郡における特に砂浜地帯については有効な漁場がないので、これまで沈積漁礁を随分入れさせていただきました。

ただ、海水温の変化とかいうことで、どうしても資源の状況がよくありません。特にタイ類、マダイ類がよくいた漁場は、結局マダイがいなくなったということと、委員からも御指摘があったとおり、砂浜地帯で漁礁が埋もれてしまいます。

それで、漁礁の効果が非常に薄くなっているということがあり、現在、県内漁協や漁業者の要望を聞きながら、復旧ができるところはしっかりやっていく、という取組もさせていただいています。

しかし、なかなか漁礁での水揚げが上がっていきません。さっきもヨコワ——クロマグロの子供です——という話が出ましたが、このような表層を回遊するような魚を対象にした漁業を主体にして、今の県内の漁業が構築されていますので、例えば県内には6基の表層型浮漁礁を

設置しており、これはかなり県内の漁業者に使われております。今はそこをしっかりと使っていただき、漁業の経営を安定させていただきたいと考えております。

それから、委員からもありましたマウンド礁についても、必要に応じてしっかりと使っていただき、県内の漁業経営にも一定の寄与をしていただく、ということも考えております。

また、魚を増やしていくことがどうしても必要ですので、増殖礁をしっかりと整備し、藻場も育成させて、その中で魚を少しでも増やしていくという取組も、県内業界と一緒にやっていきたいと考えております。

○坂口委員 アグリトピア構想のときから、水産試験場の機能強化というのは、一切やっていないです。むしろ細ってきています。

だから、試験場から考え直さないと漁業を捨てていますよ、農政水産部長。ほかは随分立派になってきたではないですか。山なんて、大学までできたやないですか。この辺りをどう考えているかということです。

それから、何だかんだ言っても、自然の魚を捕ってくるということを本来の漁業として考えないと、漁業は一次産業に入っているけれど、養殖というのはある意味、企業です。養殖は計画的に、あるいは施策もちゃんと打っていけば効果が出るけれど、漁業はとにかく、魚がいる・捕ることが大前提です。

捕るものがあるということは、試験場から漁場までが一体的に整備されていなければ駄目なのです。

だから、そういったことの反省を含め、国が1回、漁場・漁港一体整備という方針を出したでしょう。あれは何を意味するかというと、せっかくあんな金をかけて港を造るのだったら、防

波堤は、ノリとか海藻も付着するようにざらざらしたものを造りなさいというようなことです。接触面積が広がって根が離れないようにするという事は、表面は凸凹がいいということです。それを、いまだにつるつるに仕上げさせていたりするじゃないですか。

これは何を意味するかというと、農政水産部が出来高検査のときに、見栄えなんか気にするからです。そうすると、業者はつるつるにせざるを得ないですもの。

だから、そういったことでは駄目で、単位面積当たりにもどれだけ活着面積があるのか、といったことを重要視しないと。一番外の構造物は、海の中です。消波ブロックもそうですよ。何が違うかといったら、海藻が離れてしまうのではないかということで、それを検査対象で見なければ駄目です。設計書にも、そういったことをうたい込まなきゃ。

人が落ち込んだって、表面がつるつるでは、その人は死んでしまいます。あれが、がさがさだったら、手袋ぐらいしていれば上がれます。

もうずっと見ているけれど、漁場・漁港一体整備についての水産からの宣伝というのは、効果を1年間一生懸命宣伝しただけでした。

そこをもう一回基本に戻って、そして、もうそれでもどうしても宮崎の漁業は成り立たないんだと言うのなら、早く方向を出して、漁業従事者の皆さんに、これからのシフトについて支援していかないと、じり貧、じり貧になる。

じり貧になれば、流通コストも割合が高くなっていきます。悪循環、負のスパイラルに陥らないように——陥っているかも分かんないけれども——プラス方向に持っていくために、どうあればいいかということを実際に本気で考えないと、かわいそうだと僕は思います。

さっき、マルシップ制度の説明もありました。それがなぜ「マルシップ」というのかというと、日本の船は名前に「丸」をつけることとなっており、「何々丸」というものだけは絶対に離したくない、という漁師根性があるからです。外国に船を貸すけれども、「丸」という船は我々の船なんだと、日本の船なんだという、これは漁師のプライドです。だから、マルシップの内容なんてどうでもいい、飯が食えるか食えないかが問題だと僕は思います。

漁業は、そこまで厳しいと思います。そこが解決できて飯が食えれば、あの全く未知で厳しい世界に就業しようとした人が、4割もやめていくことはないと思います。俺は海が好きだとか、自分が命をかけてやる仕事に魅力を感じるとかだけでは、やはり解決できません。

施策や打ち込んだことが、こんなになかなか形として出ないのは、飯が食えるか食えないかが問題だと僕は思います。

これ、山もそうだと思います。山が危険なことは、みんな分かっている。でも、飯が食えれば行きますし、そこに投資できるし、安全も確保できます。だけれど、食えないんです。

産業だから、どうやって飯を食わせるかということをやまず目的に置かないといけない。今やっていることは、全部が手段です。厳しいことを言うけれど、飯が食えていなければ、結果、責任を果たせておらず、失敗していると取った方がいいと思います。

**○西府水産政策課長** 委員のおっしゃるとおりだと思っています。

新規就業者を確保しようとするのですが、確かに、4割がリタイアしていく中には、経営がうまくいかない、要は生活ができないという方もいらっしゃいます。

そういった意味では、新規就業者をしっかりと確保・定着させるということと、それ以上なのもかもしれませんが、既存の漁業経営体の経営をしっかりと支えてあげる、増加させる、向上させる、ということが大切だと思っています。

水産も、第六次水産業・漁村振興長期計画を今年度からスタートしましたが、特に外国人の雇用に頼れない個人経営体が全体の8割を占めておりますので、この個人経営体の漁業所得を今よりも3割とにかく持ち上げる。3割持ち上げますと、県内の雇用産業労働者の賃金にちょうど合うぐらいの金額になりますので、そうすると、水産業についても比較的魅力が出てくるのかなと思っています。

そのために、スマート漁業もしかりですが、様々な生産力を向上させる取組とか、魚価を上げる取組などといったことも、しっかりと取り組まなければいけないと思っています。

特に生産力を向上する取組については、先ほど委員からもお話がありましたけれども、国が掲げる漁港と漁場を一体的に整備していくという取組も、当然しっかりとやらなければいけないので、漁場もしっかりつくっていく。

要は、総合力で、しっかり生産力を向上させるような、そういう取組が必要だと思っていますので、水産一丸となってしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

**○坂本委員** 農業、漁業、それから林業についての労働力確保の問題、担い手の問題は、それぞれ持っていらっしゃると思うのですが、私も特に漁業の問題が深刻だなと、最近考えております。

不勉強なものですから、すごくざっくりした話になりますけれども、県南の串間市漁協、それから串間市東漁協の方たちから話を聞く機会

がありまして、私が当初素人考えで思っていたことと反し、外国人実習生はゼロでした。地元の方たちだけでやっており、生計を立てるほどのお金が入ってこないという現状があって、ほとんどの方たちが兼業で漁業をやっていらっしゃる。

その組合員の方たちが一様に「農業はいいな」とおっしゃるんです。いろんな支援があって、農業はいい、漁業は何もありません、ということを一様におっしゃっています。

農業に対しては国から支援があるので、漁業に対して国からの支援がない分を、ぜひ県で考えてくださいという声を、たくさん聞かせていただきました。

それで、先ほど坂口委員がおっしゃったように、この持続可能なもうかる漁業という部分で、長いスパンでの計画ももちろん大事だと思うのですが、先立つものが必要といいますか、もう直近のところで大変困っていらっしゃるというのを、すごく感じています。特に、コロナ禍で様々な売上げが落ち、飲食店で販売が落ちている分が、漁業にも影響しているというお話も伺っています。

そういった、もうかる漁業についてしっかり取り組んでいただきたい、という声があったものですから、お伝えさせていただきました。

御見解をお願いします。

**○西府水産政策課長** 外国人の新規就業者が申間にはいらっしゃらない、ということは事実でございます。

日本人の新規就業者に対する支援として、漁業も農業と同じように、就業のための準備金の制度もございます。親元就業は国の事業の対象にならないので、これについても農業と同じ建てつけで、県が50万円、市町村が50万円の100万

円で、資金の支援をさせていただいております。

農業も同じかもしれませんが、漁業の場合、新規就業者の方が実際に着業をしようとしたとき、特に独立自営で着業をされようとするときは、どうしても船や漁具が必要になります。これについても、経営資源の承継円滑化事業という県の事業がございまして、その分で船や漁具を購入する支援も、させていただいております。

**○前屋敷委員** ちょっと基本的なこととお話をさせていただきたいのですが、今日のこの委員会は、第一次産業について、宮崎県でどう維持・発展させるか、そのためにも労働人口をどう増やすか、ということが大きな課題だと思うんです。

いわゆる第一次産業は、自然相手の産業なんです。ですから、どうしてもその年によっていろいろな課題が関わってきて、安定したものにはならないというのが大前提であります。そこをどう国や自治体が支援して、経営を安定させていくかということが、まず第一に大事だと私は思います。

そのためには、国と各自治体が合わせて、価格保証や所得保障の制度をきっちりしないと、幾ら親元で子供さんが跡を継ぐということになっても、安定した経営はなかなかできない。

そして、家族であっても別の品目でないと一定の補助金は出ないとか、別の全く作ったこともないような品目を1年やって、それで失敗したら赤字を抱えてしまう、というような制度は、今後改善をしていく必要があるのではないかと思います。今、漁業の分野でも100万円支援するというお話がありましたが、そういった制度そのものも、やはり見直していくことが必要ではないかと私は思います。

そして、外国から様々な農産物も入ってくる

ので、そこでの価格競争もしなければならぬということ、その部分で経営がなかなか難しいというのは、もう農業者や漁業者の個人責任にはできない部分だと思うのです。

国や自治体もそこに協力をし、農業も林業も漁業も発展させ経営を支えていくためには、それなりの制度改革や見直しを行った上で、安心して働けるという土台をつくっていくことが、就業人口を増やすことにつながるのではないのでしょうか。

外国の方の力も借りなければならぬ部分もあるのですが、そういうところが、まず基本に備わっていないと、なかなか難しい産業ではないかと思います。

食料自給率がこれだけ下がっている中では、食料自給率をいかに高めていくかという大きな課題もありますので、本当に真正面から真剣に受け止めて、我々も対処していく必要があると思います。

その点では、この委員会で様々な課題を掘り起こしたり、勉強もさせていただいたりしながら、御一緒に考えていきたいと思っております。

まずは私の考え方だけ申し述べさせていただきましたが、何か御見解があればお聞かせいただきたいと思っております。

**○小林農業担い手対策課長** おっしゃるとおりだと思います。

担い手確保という観点から考えますと、確保しただけでは駄目で、その後、しっかりと経営として発展させていただいていく必要があると考えております。

当課の関係で申し上げますと、例えば先ほどもちょっと御説明いたしました、県の農業再生協議会に経営相談所というところを設けております。この人は重点支援するという一定のセ

レクションはございますが、そこで経営全般的な部分について相談があれば、専門家の皆さんとタッグを組んで、経営改善に向けたいろいろな御説明を差し上げております。

あと、対象は若干限定されますが、認定農業者に向けた経営安定対策という制度もございます。さらに、将来に備えての年金の特例や収入保険など、そのような担い手に対する支援は、国も準備しております。

経営の安定について、国・県でいろいろ施策を講じておりますので、そういったところをしっかりと農業者の皆さんと連携しながら、育成に取り組んでまいりたいと考えております。

申し訳ございません。資料についてですが、2ページの3（1）の図3に「県内農業の技能実習生の推移」と書いてありますが、正しくは「県内農業の外国人材の推移」でございます。大変申し訳ございませんでした。

私からは以上でございます。

**○西府水産政策課長** 基本的には、農業と同じような意気込みで頑張りたいと思っております。

特に、外国の魚に負けないようにどれぐらい売っていくのかという問題がありますが、一方で、外国に売っていく、輸出も非常に大切かと思っております。

水産物については、昨年度、晴れて輸出額10億円を突破しました。今はコロナでアメリカへの輸出ができない状況になっておりますが、再開した折には、輸出をさらに増やして行って、県内の魚価の向上を図っていきたいと考えております。

それから、特に漁業は様々な天象に激しく影響を受けるところがあります。毎年の好不漁に対応するため、漁獲共済制度で魚価が一定の水準を下回ると共済が発動するという制度もあり

ます。

また、最近、燃油価格が非常に高騰していて漁業者も困っておりますが、燃油価格がある程度を超えるとそれに対して補填するセーフティネット構築事業などがあります。

こういった事業への加入を促進し、不漁のときには、その支援制度をしっかりと使うという取組も、普及していきたいと考えております。

**○有山山村・木材振興課長** 林業について、担い手確保の基本的な考え方です。

本県は、県産製材品の7割を県外に出荷している、林業県でございます。昨年末からの中国、米国経済の好況により輸入製材品が入ってきていない状況において、輸入製材品の代替として県産製材品の需要が高まっており、製材工場等は活気を呈しているような状況です。

つまり、県産製材品の需要をしっかりと確保するということが重要です。公共建築等においても県産材をしっかりと使っていくなど、需用を確保した上で、そこにいかに安定供給ができる体制をつくれるかということだと思います。

将来的に、都市部への供給や輸出といったところを見据えると、品質性能の確かな乾燥材が必要となってきますので、乾燥機の整備や、坂口委員がおっしゃった基盤整備を、しっかりとしていきたいと考えております。

あとは、循環林業の確立ということで、切った後しっかりと植える再生林の政策ができるよう、担い手の確保をしていきたいです。

そのためには、従事者所得の向上を図っていかねばなりません。今の木材価格が民衆の取引で左右されますので、どうなるか分からないのが現状です。そのような中で、需要をしっかりとつくりたいと安定した価格というのは形成できません。

需要をしっかりとつくり、そこに安定供給していくことで、県産製材品のサプライチェーンを確立していきたいと考えております。

**○坂口委員** 僕が心配しているのは、将来的な経済林と環境貢献のすみ分けです。

年間の消費量とストック量とのバランスも取っておかないと、何か壊れるかなという気もします。その辺りを、今後の課題としてぜひ研究していただきたいと思います。これは農林水産常任委員会の域にちょっと入るかなと思うけれども、先ほどの坂本委員と前屋敷委員の発言の中で出ましたから、申し上げました。

マウンド礁の話をしました。やはり一番効果があるものでないといけな。マウンド礁は、底引きとの調整や利益の調整という難しい作業が残っています。それはそれとして、やり遂げないといけません。

一方で、浮魚礁はかなり効果があるけれども、よその県に比べたらとても少ないと思うんです。浮魚礁の場所は3か所ぐらいでしょう。

それをもう少し近いところにたくさん設置すれば、漁場が近くなります。浮魚礁は、僕が聞いている限りかなりの効果を上げています。中層ブイからも浮魚礁に変えられたという話もあるから、もっと浮魚礁を増やし、思い切った漁場の造成を考えていただきたいと思います。

マウンド礁ばかりにこだわっているように見えますが、そういった漁場づくりは特に短兵急に進めてください。また、導入がやりやすいようなものについても、お願いします。

**○鈴木農政水産部次長（水産担当）** 坂口委員がおっしゃるとおり、水産は魚と人と船がなければ成り立ちませんので、その魚をどうやって増やしていくかということは、非常に重要な問題だというふうに認識しております。

特に宮崎県の沖は日向灘で黒潮が通過していくので、魚も通過していってしまう。この近海に魚をとどめておくということは、効率よく漁業をしていく上でも非常に重要です。

その中で、これまで5基か6基の浮魚礁や中層漁礁を入れており、定期的に更新などもしなければなりません。いろいろと予算的な問題もありますので、御指導と御理解をいただきながら整備を進めてまいりたいと思います。

また、マウンド漁礁については、国のほうで5か所ぐらい進めておりますが、宮崎県の沖のほうでも検討中ということを我々も伺っております。そこは、国の動きもよく見ながら、相談してまいりたいと思っております。

引き続きよろしく申し上げます。

**○山下委員** 今日、働き方改革・産業人材確保対策特別委員会ですよね。まだスタートしたばかりですが、今日は農業、水産、林業について、次は商工建設あたりでこのテーマについて勉強会があるだろうと思います。

皆さん方からいろいろお話がありましたが、特に一次産業で、特別委員会のテーマも働き方改革です。農業という分野は365日対応が必要です。特に家畜というのは宮崎県の大きな柱ですが、365日朝昼晩油断がならないということが、仕事の特徴です。

しかし、今、週休二日が叫ばれるようになってしょう。これに対応でき得る農業体系なのかどうか問題です。

対応できるまで経営の努力をし、体力をつけてもうかって、そして一般の公務員同等の給与でも払えるようになれば、そこに人も来ます。しかし、そこに行きつかないから、なかなか人が集まらない。危険、汚い、きつい、三悪だとか評価されながらも、ここまで皆さん努力しま

した。国も県も市町村も農家も、夢とロマンを語りながら、成功している人たちもいっぱいおります。

しかし、週休2日が叫ばれる中で、本当に農家がそれだけの体力をつけられる業界まで発展できるかどうかなのです。畜産の新生プランをいろいろつくっておられて、生産力を上げて所得を上げていくんだという業務の設計を持っておられます。

だから、そういう設計で皆さんの所得が安定し給与も高くあげ、さらに休みもある、そこまで農業体系がずっと体力をつけていけるかが問題です。そこまで頭に描いて、政策の実行と農家の育成、そして強力な主導體制をすれば、人材というのは黙っていても集まってくるんです。悪い経営の中に、人が来るはずがありません。

都城にも、大型農業や畜産ですばらしい経営をしている人たちがいっぱいおられます。そういう人たちには、もうかり方、もうける力、やり方があると思うんです。そこに経営者がしっかりとシフトして、夢とロマンを語れるそういう場を広げていく。水産でも林業でも、それが一番の決め手だろうと思います。

あれは駄目だ、これは駄目だと、駄目な話ばかりが地域の中で広がっていけば、誰も魅力は求めてきません。だから、休みがあってもうかり、ゆとりがある元気な地域づくりをしていかないといけない。その政策を考えていかないと、幾ら我々がこういう人材不足関係の特別委員会をつくったり、各常任委員会で議論したりしたって、発展も進歩も何もない。

皆さん方は、その辺でどういう方向性を考えておられるのか。

実は、養豚農家も定期的に週一の休みを取っ

ているのですが、週休二日制にしないと人が集まらないということが、悩みになっています。

生き物は365日の世話が必要なので、土曜も日曜も出ないといけない。だから、子育ての人たちは、土曜、日曜なんかには行きたがらない。

では、その中でどうやって人を入れ込むか。いわゆる日曜出勤でもいっぱい給与をつけてあげられるような、魅力ある農業体系に持っていないと、人は集まりません。

その見解はどう思っているのか、お聞かせください。

**○河野畜産振興課長** 畜産についてお話をさせていただきます。

委員のおっしゃったように、家畜は生き物ですから365日世話をしなければなりません、豚も牛も餌を食べるので、その餌づくり、そして酪農においては搾乳など、毎日行わなければならないことがあります。

そういう面では、今まではそれを全部経営体の方々が、家族経営で365日担っていたということで、先ほど委員からありましたように、きつい、汚いという部分が非常にクローズアップされてきました。

今、酪農では、いち早くヘルパー制度は取り組まれており、定休型ヘルパーが定着しました。

ただ、肉用牛においては、臨時ヘルパーは何か定着しましたが、やはり定休型ヘルパーがまだ定着をしておりません。

そこで、県としては、そういう大家畜における定休型ヘルパー導入の取組を進めております。そのときだけではなく、ヘルパーとして働く方が年間を通じて業務があるということが、定着につながると思います。その経常的な業務について、牛の飼養管理や餌づくりを入れられないかということで、このことに関し、令和3年度

事業で取り組んでおります。

また、豚につきましても、防疫の観点から外部の人間を入れるということを非常に拒まれることもあります、このヘルパー制度が活用できないかと考えております。今はこういうコロナ禍になって、従業員がいなくなった場合ということもあり、養豚農家の団体でそういうヘルパーづくりの取組が新たにスタートいたしました。今、県としても一緒になって、取り組んでおります。

餌づくりについては、コントラクターという形で、餌づくりを専門的に受ける方がいます。その分、畜産農家における餌づくりの労力を減らせるよう、取り組んでおります。

それぞれの繁殖・肥育部門における、子牛の育成、繁殖の種つけなども、分業化のシステムを地域のJAなどがしっかりと担い、役割を持って農家の時間のゆとりをつくっていています。

このように、地域や畜種に合った取組を進めております。

**○山下委員** 私が言っている趣旨は、そんなことではないんです。

酪農ヘルパーといたって、月に1回取ればいいほうでしょう。それにどれだけの金がかかると思っていますか。週に1回も2回も取れません。

そういうレベルの話じゃなくて、週休二日制を普通に言ってくる時代になり、農業経営体が目指せばそこまでできる環境なのか、ということを私は言っているんです。

今まで10人雇って週に1回の休みだったのが、週休二日になると、またそこに二、三人余計に雇わないと人のローテーションができません。年間の人件費が1人当たりプラス300万円、400万円かかれば、3人増やすと1,000万円かかるん

です。もうからないと、結局賃金も払えないわけです。

そういう体力のある農家を目指していかないと、働き方改革なんて農業部門では無理だよ、という話をしている。

あなたが今言っている取組は今までやってきたことであって、もうそのさらに上の上に行く段階に来ているんです。

そのことについての認識について、どう考えているかということをお聞きしている。

**○河野畜産振興課長** 先ほどは畜産業の中での話をしましたが、他産業と連携した作業の分業化という取り組みも進めております。

畜産の作業を行いながら、時期が終われば農業の中での別業種である他産業のところへ行って作業をする、というような取組も併せて検討をしながら、労働力の確保につなげていきたいと考えております。

**○山下委員** 最後にしたいと思います。

今の社会の動きは、農業にはやはり厳しいと思います。皆さん方は、週休二日と有給などを入れたら、年間120日ぐらいの休みがあるはずで、3日に1日は休みということです。公務員の皆さん方や、一般企業もそういう時代になりました。

農業がそこに追いつくためには、それはとてもないことです。だから、働き方改革という中で、どうやって農業の分野でその問題をクリアしていくかということ、もうかることなんです。

農業をやっている皆さんに、ゆとりと喜び、満足がある経営形態に持っていかないといけない。週1日の休みしかないけれども、それでも農業のほうが楽しいんだと。そういう社会づくりも、我々は農業県としてやらないといけない。

その魅力発信は何なのか。農家との意見交換

や、実践されている方からお話を伺ったり、協議したりして知恵を出し、地域の中でそれをどんどん発信していくことも大事な、と思います。

幾らこういう資料で人材確保をこうやっていますよといったって、原点をしっかりと考えていかないといけないと思います。しっかりお互いに勉強していきましょう。

以上です。

**○田口委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○田口委員長** それでは、ないようですので、これで終了いたします。

執行部の皆さん、ありがとうございました。御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時39分再開

**○田口委員長** 委員会を再開いたします。

協議事項に入ります前に、前回の委員会で決定されました調査事項等について参考資料に記載しておりますので、御確認ください。

それでは、協議に入ります。

協議事項（1）の県内調査についてであります。

まず、7月27日から28日に実施予定の県南調査についてであります。資料1を御覧ください。

前回の委員会におきまして、県内調査先について正副委員長に御一任いただきましたので、御覧のような日程案を作成いたしました。

まず、7月27日ですが、宮崎労働局にお話を伺います。国における男女共同参画の施策や制度などについて調査する予定です。

次に、宮崎県産業開発青年隊を訪問します。建設分野における産業人材の育成と確保などについて調査する予定です。

次に、えびの電子工業株式会社を訪問します。女性が働きやすい職場づくりの取組や時短・休暇取得推進に関する取り組みなどについて調査する予定です。

調査後はえびの市内に宿泊予定です。

翌28日は、宮崎福祉医療カレッジを訪問します。外国人留学生の受入れや介護分野への就職状況などについて調査する予定です。

最後に、アース建設コンサルタント株式会社にお話を伺います。外国人高度技術人材の育成・紹介の取組やベトナムでの建設技術教育などについて調査する予定です。

以上のような行程で考えております。

なお、県南調査につきましては、調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できれば、この案で御了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのように決定いたします。

諸般の事情により、若干の変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、正副委員長に御一任をいただきますようお願いいたします。

なお、調査時の服装につきましては、夏季軽装にてお願いをいたします。

続きまして、8月25、26日に実施予定の県北地区の調査についてであります。

次回の委員会は7月20日に開催予定であり、そこから県北地区の調査まであまり時間がないため、早めに調査先を選定しておく必要があります。

正副委員長でも調査事項を踏まえた調査先を

あらかじめ検討しているところです。例えば、働きやすい職場づくりに関してK I G U R U M I . B I Z（キグルミビズ）、外国人労働者の受入れに関して児湯食鳥、林業分野の担い手育成に関してみやざき林業大学校、生徒・学生のキャリア教育に関して延岡市キャリア教育支援センターなどの調査先を検討しております。

今、申し上げました内容も含め、県北調査について御意見、御要望があればお伺いいたします。何かございますでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後2時43分休憩

---

午後2時43分再開

○田口委員長 委員会を再開いたします。

特にないようですので、県北視察の内容につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

次に、協議事項（2）次回委員会についてであります。

次回委員会につきましては、7月20日火曜日に開催を予定しております。次回の委員会では、福祉保健部と県土整備部に福祉、介護及び建設業分野における人手不足の現状、人材確保のための施策、外国人材の受入れ・雇用・活用などについて何う方向で検討しております。

次回委員会での執行部への説明資料要求について、何か御意見や御要望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 特にないようですので、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいで

しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後に、協議事項（3）のその他で委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田口委員長 ないようですね、分かりました。ありがとうございます。

次回の委員会は7月20日火曜日、午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時45分閉会



署 名

働き方改革・産業人材確保対策特別委員会委員長 田 口 雄 二

